

ペットボトルキャップを回収しています!

市では、ペットボトルキャップの回収・寄付活動に協力するため、令和5年11月より市役所1階公金レジ窓口前に回収箱を設置しています。回収したペットボトルキャップは、リサイクルされ、うちの骨組みやプランターなどの新しい製品として生まれ変わっています。

また、集められたペットボトルキャップの重量に応じた金額が「認定NPO法人 世界の子どもにワクチンを 日本委員会」に寄付され、世界中の子どもにワクチンを届ける活動に役立てられます。

引き続き、リサイクルや寄付活動へのご協力をお願いします。

ご協力ありがとうございます

これまでに約403kgのキャップを回収し、約100人分のワクチンを寄付することができました。

(令和5年11月～令和6年12月)



※ペットボトル以外のキャップは回収できません。
※きれいに洗い、よく乾かしてください。

市ホームページは
こちら

問 市市民環境課 環境・公害担当 ☎32・2147 / FAX33・2234
✉ kankyouseisaku@city.komatsushima.i-tokushima.jp

固定資産についてのお知らせ

新築や増築された方へ 家屋調査にご協力ください

家屋を新築または増改築した場合、固定資産税の課税根拠となる評価額を算出するため、家屋の調査が必要となります。調査は、税務課職員が事前連絡のうえ、ご都合の良い日時にお伺いする予定ですが、都合上、事前連絡なしにお伺いする場合があります。家屋調査にご理解とご協力をお願いします。

※入居前に調査を希望される方は、完成後お早めにご連絡ください。ご都合の良い日時を相談のうえ、お伺いします。

家屋調査の内容

間取りや仕上げ材料などを確認するため、各部屋を拝見します。図面などをお借りすることもあります。

また、すでに家屋課税台帳に登載の建物についても、登載事項の変更がないか現況調査を行います。

調査にかかる時間

家屋調査にかかる時間は、家屋の規模にもよりますが、一般的な住宅であれば1棟あたり1時間程度です。

家屋を取り壊した時

固定資産税は、1月1日現在の家屋所有者に課税されますので、家屋を取り壊した年の翌年度からは課税(家屋のみ)されません。

税務課では市内の家屋の状況把握に努めていますが、取り壊しのご連絡がない場合、翌年度以降も引き続き課税されることがあります。お手数ですが、年内に税務課まで取り壊しの届出を提出してください。

また、登記をされている建物を取り壊された場合は、法務局への滅失登記もお願いします。

新築や増築に伴い土地の用途を変更された方へ

住宅用地として使用するようになったなど、土地の利用形態を変更された場合には、土地の固定資産税額が変更になることがあります。土地の用途を変更された方は、固定資産税担当までご連絡ください。

用途変更の例

- ◎新築・増築に伴い、住宅用地を新たに取得
- ◎住宅用地の変更(隣接地の買い足しなど)
- ◎住宅用地以外の土地を住宅用地に変更(土地・家屋の用途変更など)
- ◎住宅用地の全部または一部を別用途に変更(店舗・駐車場・住宅の取り壊しなど)



農地をお持ちの方へ

新築・増築をするために、農地を農地以外の用途に使用した場合や、農地法に基づいて農地の転用(許可・届出)をした場合などは、翌年度から宅地並評価となる場合があります。

問 市税務課 固定資産税担当(市役所1階) ☎32・2115 / FAX33・3401
✉ koteishisanzei@city.komatsushima.i-tokushima.jp